

技術者に関する特記仕様書

※本仕様書では建設業法第 26 条第 3 項第 2 号の規定の適用を受ける監理技術者の職務を補佐する者を監理技術者補佐という。

本工事の主任技術者、監理技術者及び監理技術者補佐（以下、監理技術者等という。）について、以下のとおり取り扱うこととする。

1 技術者の専任について

- (1) 主任技術者又は監理技術者は、本工事の請負金額が建設業法施行令第 27 条第 1 項に規定する金額以上の場合、本工事に専任すること。ただし、「2 専任の技術者の兼務について」の要件を満たし、兼務を認められた場合は他工事と兼務できる。
- (2) 専任で配置した技術者は契約日以降（別に定めがある場合を除く）において他工事の技術者と重複しないこと。

2 専任の技術者の兼務について

建設業法等の法令や監理技術者制度運用マニュアル（平成 16 年 3 月 1 日国総建第 316 号）より、以下のとおり取り扱う。ただし、低入札価格調査制度を適用する請負契約で、調査基準価格未満の金額での契約については兼務を認めない。

なお、専任の技術者の兼務を希望する場合は、事前に発注者と調整すること。

- (1) 建設業法第 26 条第 3 項第 1 号（以下、専任特例 1 号という。）の適用を受ける主任技術者又は監理技術者
 - ア 以下の（ア）から（キ）の要件を全て満たす場合は本工事を含め 2 件まで主任技術者又は監理技術者の兼務を認める。
 - (ア) 当該工事の請負金額が建設業法施行令第 28 条で規定する金額未満であること。
 - (イ) 当該工事と兼務する工事の現場間の距離が、一日の勤務時間内に巡回可能であり、かつ移動時間がおおむね 2 時間以内であること。
 - (ウ) 下請次数が 3 を超えていないこと。
 - (エ) 主任技術者又は監理技術者との連絡その他必要な措置を講ずるための者（土木一式工事又は建築一式工事の場合は、当該工事の種類に関する実務経験を 1 年以上有する者）を当該工事に置いていること。
 - (オ) 主任技術者又は監理技術者が工事現場の施工体制を確認できる情報通信技術の措置を講じていること。
 - (カ) 人員の配置を示す計画書を作成し、工事現場毎に備え置くと共に営業所で保存すること。
 - (キ) 主任技術者又は監理技術者が工事現場以外の場所から現場状況を確認するために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器が設置され、かつ当該機器を用いた通信が可能な環境が確保されていること。
 - イ 本工事の主任技術者又は監理技術者が兼務することとなる場合、前項（ア）から（キ）の事項について書類等により発注者の確認を受けること。

※専任特例 1号の運用の詳細や留意事項は、監理技術者制度運用マニュアルを参照すること。

(2) 建設業法第 26 条第 3 項第 2 号（以下、専任特例 2 号という。）の適用を受ける監理技術者

専任特例 2 号による監理技術者の兼務は認めない。

(3) 建設業法施行令第 27 条第 2 項に該当する場合

以下のアからウの要件を全て満たし、かつ、適正な施工が確保されると認められる場合は本工事を含め原則 2 件程度まで同一の専任の主任技術者の兼務を認める。

ア 工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事（資材の調達を一括で行う場合や工事の相当の部分で同一の下請で施工する場合等も含む）であること。

イ 工事現場の相互の間隔が 10 km 程度の近接した場所にあり、同一の建設業者が施工すること。

ウ 兼務する工事が他機関の発注である場合、当該発注機関が兼務を認めていること。

(4) 複数の工事を 1 つの工事として管理する場合

同一の建設業者と締結する契約、かつ、工事の対象が同一の建築物又は連続する工作物であり、全ての注文者から同一工事として取り扱うことについて書面による承諾を得た場合は、これら複数の工事を一の工事とみなして、同一の監理技術者等が当該複数工事全体を管理することができる。

3 専任を要しない期間について

元請の監理技術者等の専任を要しない期間は、以下のとおりである。ただし、当該期間に専任をしない場合は、具体的な期間について、予め特記仕様書等に明記されている場合を除き、請負契約締結後、監督員との打合せにて工事打ち合わせ簿に定めること。

(1) 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの間。）

(2) 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間

(3) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事全般について、工場製作のみが行われている期間

(4) 工事完成後、検査が終了し、事務手続、後片付け等のみが残っている期間（なお、発注者の都合により検査が遅延した場合は、その期間（検査日含む）も専任を要しない）。

4 途中交代について

監理技術者等の途中交代は、以下にあてはまる場合等で発注者がやむを得ないと認め、同等以上の技術力を有する技術者との交代により、適正な工事に支障がないと判

断した場合のほかは認めない。

- (1) 技術者の死亡、傷病、被災、出産、育児、介護又は退職等の場合
- (2) 受注者の責によらない契約事項の変更に伴う場合
- (3) 工場から現地へ工事の現場が移行する場合
- (4) 工事工程上技術者の交代が合理的な場合